

令和5年度  
第7回  
岩手地方最低賃金審議会

日 時 令和6年3月22日（金） 午前9時

会 場 盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

岩 手 労 働 局

# 一 次 第 一

開 会

1 岩手労働局長挨拶

2 議 題

- (1) 令和5年度岩手地方最低賃金審議会運営上の問題点及び課題について
- (2) 令和6年度岩手県特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る意向表明について
- (3) 令和6年度岩手地方最低賃金審議会の運営について
  - ア 議事の公開について
  - イ 令和6年度の実地視察について
  - ウ 令和6年度の審議日程について
- (4) その他

3 その他

閉 会

令和5年度 第7回岩手地方最低賃金審議会出席者名簿

令和6年3月22日(金) 9:00～

盛岡第2合同庁舎 3F 共用会議室

区分	氏名	所属等
公益代表委員	植村 亜季子	もりおか女性センター 副センター長
	齋藤 信之	元 岩手県労働委員会 事務局長
	細田 清	岩手日報社論説委員会 副委員長
	丸山 仁	岩手大学 教授
	渡部 あさみ	岩手大学 准教授
労働者代表委員	小菅 孝広	日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長
	小林 斉	電機連合岩手地域協議会 事務局長
	佐々木 正人	日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長
	原 利光	JAM青森岩手県連絡会 事務局長
	山田 清秋	UAゼンセン岩手県支部 支部長
使用者代表委員	菊池 透	岩手県商工会議所連合会 専務理事
	熊谷 敏裕	岩手県商工会連合会 専務理事
	瀬川 浩昭	岩手県中小企業団体中央会 専務理事
	藤田 芳男	岩手県経営者協会 専務理事
	松川 顕	盛岡ガス 常務取締役

五十音順

【事務局】

所属等	役職	氏名	
岩手労働局	局長	栗村 勝行	
	労働基準部	労働基準部長	市川 雄三
		賃金室長	境澤 淳
		賃金室長補佐	五十嵐 由佳子

# 資料一覧

資料No.1 2024年度特定（産業別）最低賃金改正にかかる意向表明

資料No.2 令和5年度特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数

資料No.3 令和6年度岩手地方最低賃金審議会開催計画（案）

資料No.4 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表

資料No.5 日本標準産業分類 第14回改定の概要

資料No.6 地域別最低賃金 再改正の要請

資料No.7 最低賃金の抜本改善及び雇用改善についての要請書

資料No.8 2024年度最低賃金改正にかかる要請書

資料No.9 令和5年度 業務改善助成金 都道府県別・月別件数一覧表

資料No.10 岩手県最低賃金の改正決定のお知らせ

2024年3月19日

岩手労働局長 栗村 勝行 様

日本労働組合総連合会岩手県連  
会長 伊藤 裕一**2024年度特定（産業別）最低賃金改正にかかる意向表明**

労働行政の推進、労働者福祉の向上にご尽力いただいている貴職に対し敬意を表します。  
また日頃、当連合会の活動にご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、最低賃金法第15条の規定により、本県の「鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業」「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」「光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業」「自動車小売業」「百貨店、総合スーパー」の5業種に係る特定（産業別）最低賃金の改正について申し出る意向を表明いたします。

つきましては、上記の意向表明5業種における特定（産業別）最低賃金について、岩手地方最低賃金審議会において、速やかに審議を進めていただきますようご高配をお願い申し上げます。

## 記

**1. 改正を申し出る産業別最低賃金件名**

## (1) 労働協約ケース

岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業  
岩手県百貨店、総合スーパー

## (2) 公正競争ケース

岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業  
岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業  
岩手県自動車小売業

**2. 適用する使用者および労働者の範囲**

## (1) 適用する使用者

前記1の事業を営む使用者

## (2) 適用する労働者

## (1) の使用者に使用される労働者

ただし、次の者を除く

- ① 18歳未満または65歳以上の者
- ② 雇い入れ後6ヵ月未満の者であって、技能習得中の者
- ③ 清掃または片付けの業務に主として従事する者



- ④ 岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業については、①～③のほか、  
 イ 手作業による包装又は袋詰め業務に主として従事する者  
 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け、巻線又はバリ取りの業務に主として従事する者
- ⑤ 岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業については、①～③のほか、  
 イ 手作業による包装又は袋詰め又はバリ取り若しくは検品の業務に主として従事する者

### 3. 申し出の理由

- (1) 当該産業は県内の主要な産業に位置し、雇用労働者数が多いことから、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きく、労働条件の向上および同一産業内の公正競争の観点から地域別最低賃金より高い水準の最低賃金を設定する必要がある
- (2) 当該産業に従事する組織労働者の賃金改定交渉が現在進められ、組織労働者の賃金改定に伴い地域別最低賃金の改正が行われると見込まれることから、当該産業の特定（産業別）最低賃金についても改正を行う必要がある

### 4. 申し出産業・申し出人ならびに申し出期日

#### (1) 申し出産業・申し出人

- ① 岩手県百貨店、総合スーパー  
 代表者 UAゼンセン岩手県支部 支部長 山田 清秋
- ② 岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業  
 代表者 日本基幹産業労働組合連合会岩手県本部 委員長 小島 安友  
 代表者 JAM青森岩手県連絡会 会長 佐々木 正
- ③ 岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業  
 代表者 電機連合岩手地域協議会 議長 岡田 直樹
- ④ 岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業  
 代表者 JAM青森岩手県連絡会 会長 佐々木 正
- ⑤ 岩手県自動車小売業  
 代表者 自動車総連岩手地方協議会 議長 豊嶋 昌勝

#### (2) 申し出期日

各産業別に、2024年7月末日（申し出期限内）までに申し出る予定

以上

## 令和5年度特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数

特定最低賃金名	適用使用者数 (人)	適用労働者数 (人)	年齢、業務等 による適用除 外労働者数 (人)	備 考
鉄鋼業、金属線製品、その他の 金属製品製造業	39	1,453	115	
光学機械器具・レンズ、時計・同 部分品製造業	29	1,835	187	
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器 具製造業	183	9,883	1,712	
各種商品小売業	41	1,857	335	
百貨店、総合スーパー	19	1,719	342	
自動車小売業	632	5,108	405	
特定最低賃金適用者 計	943	21,855	3,096	

※ 年齢、従事業務等による適用除外労働者数は外数

## 令和6年度岩手地方最低賃金審議会開催計画（案）

令和5年度 岩手地方最低賃金審議会開催計画				令和6年度 岩手地方最低賃金審議会開催計画			
月 日	時 刻	本審及び部会別	備 考	月 日	時 刻	本審及び部会別	備 考
5月19日(金)	14:30	第1回公益委員会議	審議会の運営等	(5月17日(金))	(15:00)	第1回公益委員会議	審議会の運営等
—	—	—	—	(5月下旬)		運営小委員会 (必要であれば)	議事の公開等
6月7日(水)	10:00	第1回本審	審議会の運営等	(6月7日(金))	(10:00)	第1回本審	審議会の運営等
6月16日(金)	1日	実地視察	岩泉町、製造業	(6月中旬)	1日	実地視察	地域未定、業種未定
6月30日(金)		中央最賃審 (目安小委員会)	目安諮問	6月下旬)		中央最賃審 (目安小委員会)	目安諮問
—	—	—	—	—	—	—	—
7月4日(火)	13:30	第2回本審	県最賃諮問	(7月5日(金))	(13:30)	第2回本審	県最賃諮問
—	—	—	—	—	—	—	—
7月28日(金)		中央最賃審	目安答申	7月下旬)		中央最賃審	目安答申
8月1日(火)	13:30	第3回本審	目安伝達 行政機関概況説明 主要指標説明	(8月2日(金))	(13:30)	第3回本審	目安伝達 行政機関概況説明 主要指標説明
8月2日(水)	13:30	①県最賃専門部会	部会長、代理の選出 参考人意見聴取 労使の基本的考え方	(8月5日(月))	(10:00)	①県最賃専門部会	部会長、代理の選出 参考人意見聴取 労使の基本的考え方
8月3日(木)	13:30	②県最賃専門部会	金額審議	(8月6日(火))	(10:00)	②県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議
8月4日(金)	16:00	③県最賃専門部会	金額審議	(8月7日(水))	(13:30)	③県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議
8月7日(月)	13:30	④県最賃専門部会	金額審議 結 審	(8月8日(木))	(13:30)	④県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議 結 審
8月8日(火)	10:00	第4回本審	県最賃審議、採決、答申 特定最賃必要性諮問 特別小委員会設置	(8月9日(金))	(13:30)	第4回本審	県最賃審議、採決、答申 特定最賃必要性諮問 特別小委員会設置
8月21日(月)	10:00	特別小委員会	特定最賃必要性審議	(8月20日(火))	(10:00)	特別小委員会	特定最賃必要性審議等
				(8月21日(水))	(10:00)	特別小委員会 (予備日)	特定最賃必要性審議等
8月24日(木)	10:00	第5回本審	県最賃異議諮問、審議、採決、答申 特定最賃必要性審議、採決、答申 特定最賃改正決定諮問 特定最賃各専門部会設置	(8月27日(火))	(10:00)	第5回本審	県最賃異議諮問、審議、採決、答申 特定最賃必要性審議、採決、答申 特定最賃改正決定諮問 特定最賃各専門部会設置
9月28日(木)	10:00	①産別合同部会	部会長、代理の選出 主要指標説明 審議日程の調整	(9月27日(金))	(10:00)	①産別合同部会	部会長、代理の選出 主要指標説明 審議日程の調整
10月13日(金)	10:00	②鉄鋼	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②鉄鋼	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月18日(水)	9:00	③鉄鋼	金額審議 結 審			③鉄鋼	金額審議 結 審
10月12日(木)	13:30	②光学	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②光学	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月17日(火)	9:00	③光学	金額審議 結 審			③光学	金額審議 結 審
10月13日(金)	13:30	②電気	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②電気	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月19日(木)	9:00	③電気	金額審議 結 審			③電気	金額審議 結 審
10月11日(水)	10:00	②自動車	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②百貨店	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月27日(金)	13:30	③自動車	金額審議 結 審			③百貨店	金額審議 結 審
—	—	—	—			②自動車	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
—	—	—	—			③自動車	金額審議 結 審
10月31日(火)	13:30	第6回本審	特定最賃審議、採決、答申	(10月31日(木))	(10:00)	第6回本審	特定最賃審議、採決、答申
開催せず 11月16日(木)	13:30	(第7回本審)	特定最賃異議諮問、審議、採決、答申	(11月18日(月))	(10:00)	第7回本審	県最賃異議諮問、審議、採決、答申
1月25日(木)	15:30～	第2回公益委員会議	審議の課題及びあり方 次年度の審議日程	(1月24日(金))	(15:30)	第2回公益委員会議	審議の課題及びあり方 次年度の審議日程
—	—	—	—	—	—	—	—
3月22日(金)	9:00	第7回本審	産別意向表明 意向表明に対する意見交換 次年度の審議計画(案)	(3月21日(金))	(10:00)	第8回本審	産別意向表明 意向表明に対する意見交換 次年度の審議計画(案)

## 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(火)発効とするためには、8月5日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。  
 なお、その場合は法定発効ではなく、指定日発効となるよう公示文を作成すること。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(木)		8月16日(金)		8月28日(水)		9月27日(金)
8月2日(金)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月3日(土)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月4日(日)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月5日(月)		8月20日(火)		8月30日(金)		9月29日(日)
8月6日(火)		8月21日(水)		9月2日(月)		10月2日(水)
8月7日(水)		8月22日(木)		9月3日(火)		10月3日(木)
8月8日(木)		8月23日(金)		9月4日(水)		10月4日(金)
8月9日(金)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月10日(土)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月11日(日)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月12日(月)		8月27日(火)		9月6日(金)		10月6日(日)
8月13日(火)		8月28日(水)		9月9日(月)		10月9日(水)
8月14日(水)		8月29日(木)		9月10日(火)		10月10日(木)
8月15日(木)		8月30日(金)		9月11日(水)		10月11日(金)
8月16日(金)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月17日(土)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月18日(日)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月19日(月)		9月3日(火)		9月13日(金)		10月13日(日)
8月20日(火)		9月4日(水)		9月17日(火)		10月17日(木)
8月21日(水)		9月5日(木)		9月18日(水)		10月18日(金)
8月22日(木)		9月6日(金)		9月19日(木)		10月19日(土)
8月23日(金)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月24日(土)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月25日(日)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月26日(月)		9月10日(火)		9月24日(火)		10月24日(木)
8月27日(火)		9月11日(水)		9月25日(水)		10月25日(金)
8月28日(水)		9月12日(木)		9月26日(木)		10月26日(土)
8月29日(木)		9月13日(金)		9月27日(金)		10月27日(日)
8月30日(金)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
8月31日(土)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
9月1日(日)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
9月2日(月)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)

## 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(火)発効とするためには、8月5日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。  
 なお、その場合は法定発効ではなく、指定日発効となるよう公示文を作成すること。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月3日(火)		9月18日(水)		10月1日(火)		10月31日(木)
9月4日(水)		9月19日(木)		10月2日(水)		11月1日(金)
9月5日(木)		9月20日(金)		10月3日(木)		11月2日(土)
9月6日(金)		9月24日(火)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月7日(土)		9月24日(火)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月8日(日)		9月24日(火)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月9日(月)		9月24日(火)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月10日(火)		9月25日(水)		10月7日(月)		11月6日(水)
9月11日(水)		9月26日(木)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月12日(木)		9月27日(金)		10月9日(水)		11月8日(金)
9月13日(金)		9月30日(月)		10月10日(木)		11月9日(土)

## 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(火)発効とするためには、8月5日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。  
 なお、その場合は法定発効ではなく、指定日発効となるよう公示文を作成すること。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月14日(土)		9月30日(月)		10月10日(木)		11月9日(土)
9月15日(日)		9月30日(月)		10月10日(木)		11月9日(土)
9月16日(月)		10月1日(火)		10月11日(金)		11月10日(日)
9月17日(火)		10月2日(水)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月18日(水)		10月3日(木)		10月16日(水)		11月15日(金)
9月19日(木)		10月4日(金)		10月17日(木)		11月16日(土)
9月20日(金)		10月7日(月)		10月18日(金)		11月17日(日)
9月21日(土)		10月7日(月)		10月18日(金)		11月17日(日)
9月22日(日)		10月7日(月)		10月18日(金)		11月17日(日)
9月23日(月)		10月8日(火)		10月21日(月)		11月20日(水)
9月24日(火)		10月9日(水)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月25日(水)		10月10日(木)		10月23日(水)		11月22日(金)
9月26日(木)		10月11日(金)		10月24日(木)		11月23日(土)
9月27日(金)		10月15日(火)		10月25日(金)		11月24日(日)
9月28日(土)		10月15日(火)		10月25日(金)		11月24日(日)
9月29日(日)		10月15日(火)		10月25日(金)		11月24日(日)
9月30日(月)		10月15日(火)		10月25日(金)		11月24日(日)
10月1日(火)		10月16日(水)		10月28日(月)		11月27日(水)
10月2日(水)		10月17日(木)		10月29日(火)		11月28日(木)
10月3日(木)		10月18日(金)		10月30日(水)		11月29日(金)
10月4日(金)		10月21日(月)		10月31日(木)		11月30日(土)
10月5日(土)		10月21日(月)		10月31日(木)		11月30日(土)
10月6日(日)		10月21日(月)		10月31日(木)		11月30日(土)
10月7日(月)		10月22日(火)		11月1日(金)		12月1日(日)
10月8日(火)		10月23日(水)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月9日(水)		10月24日(木)		11月6日(水)		12月6日(金)
10月10日(木)		10月25日(金)		11月7日(木)		12月7日(土)
10月11日(金)		10月28日(月)		11月8日(金)		12月8日(日)
10月12日(土)		10月28日(月)		11月8日(金)		12月8日(日)
10月13日(日)		10月28日(月)		11月8日(金)		12月8日(日)
10月14日(月)		10月29日(火)		11月11日(月)		12月11日(水)
10月15日(火)		10月30日(水)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月16日(水)		10月31日(木)		11月13日(水)		12月13日(金)

## 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(火)発効とするためには、8月5日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。  
 なお、その場合は法定発効ではなく、指定日発効となるよう公示文を作成すること。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月17日(木)		11月1日(金)		11月14日(木)		12月14日(土)
10月18日(金)		11月5日(火)		11月15日(金)		12月15日(日)
10月19日(土)		11月5日(火)		11月15日(金)		12月15日(日)
10月20日(日)		11月5日(火)		11月15日(金)		12月15日(日)
10月21日(月)		11月5日(火)		11月15日(金)		12月15日(日)
10月22日(火)		11月6日(水)		11月18日(月)		12月18日(水)
10月23日(水)		11月7日(木)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月24日(木)		11月8日(金)		11月20日(水)		12月20日(金)
10月25日(金)		11月11日(月)		11月21日(木)		12月21日(土)
10月26日(土)		11月11日(月)		11月21日(木)		12月21日(土)
10月27日(日)		11月11日(月)		11月21日(木)		12月21日(土)

## 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(日)発効とするためには、10月3日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月1日(日)		9月17日(火)		10月2日(水)		11月1日(金)
9月2日(月)		9月17日(火)		10月2日(水)		11月1日(金)
9月3日(火)		9月18日(水)		10月3日(木)		11月2日(土)
9月4日(水)		9月19日(木)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月5日(木)		9月20日(金)		10月7日(月)		11月6日(水)
9月6日(金)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月7日(土)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月8日(日)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月9日(月)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月10日(火)		9月25日(水)		10月9日(水)		11月8日(金)
9月11日(水)		9月26日(木)		10月10日(木)		11月9日(土)
9月12日(木)		9月27日(金)		10月11日(金)		11月10日(日)
9月13日(金)		9月30日(月)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月14日(土)		9月30日(月)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月15日(日)		9月30日(月)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月16日(月)		10月1日(火)		10月16日(水)		11月15日(金)
9月17日(火)		10月2日(水)		10月17日(木)		11月16日(土)
9月18日(水)		10月3日(木)		10月18日(金)		11月17日(日)
9月19日(木)		10月4日(金)		10月21日(月)		11月20日(水)
9月20日(金)		10月7日(月)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月21日(土)		10月7日(月)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月22日(日)		10月7日(月)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月23日(月)		10月8日(火)		10月23日(水)		11月22日(金)
9月24日(火)		10月9日(水)		10月24日(木)		11月23日(土)
9月25日(水)		10月10日(木)		10月25日(金)		11月24日(日)
9月26日(木)		10月11日(金)		10月28日(月)		11月27日(水)
9月27日(金)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月28日(土)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月29日(日)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月30日(月)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
10月1日(火)		10月16日(水)		10月30日(水)		11月29日(金)
10月2日(水)		10月17日(木)		10月31日(木)		11月30日(土)
10月3日(木)		10月18日(金)		11月1日(金)		12月1日(日)

## 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(日)発効とするためには、10月3日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月4日(金)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月5日(土)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月6日(日)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月7日(月)		10月22日(火)		11月6日(水)		12月6日(金)
10月8日(火)		10月23日(水)		11月7日(木)		12月7日(土)
10月9日(水)		10月24日(木)		11月8日(金)		12月8日(日)
10月10日(木)		10月25日(金)		11月11日(月)		12月11日(水)
10月11日(金)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月12日(土)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月13日(日)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月14日(月)		10月29日(火)		11月13日(水)		12月13日(金)

## 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(日)発効とするためには、10月3日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月15日(火)		10月30日(水)		11月14日(木)		12月14日(土)
10月16日(水)		10月31日(木)		11月15日(金)		12月15日(日)
10月17日(木)		11月1日(金)		11月18日(月)		12月18日(水)
10月18日(金)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月19日(土)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月20日(日)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月21日(月)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月22日(火)		11月6日(水)		11月20日(水)		12月20日(金)
10月23日(水)		11月7日(木)		11月21日(木)		12月21日(土)
10月24日(木)		11月8日(金)		11月22日(金)		12月22日(日)
10月25日(金)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月26日(土)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月27日(日)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月28日(月)		11月12日(火)		11月26日(火)		12月26日(木)
10月29日(火)		11月13日(水)		11月27日(水)		12月27日(金)
10月30日(水)		11月14日(木)		11月28日(木)		12月28日(土)
10月31日(木)		11月15日(金)		11月29日(金)		12月29日(日)
11月1日(金)		11月18日(月)		12月2日(月)		1月1日(水)
11月2日(土)		11月18日(月)		12月2日(月)		1月1日(水)
11月3日(日)		11月18日(月)		12月2日(月)		1月1日(水)
11月4日(月)		11月19日(火)		12月3日(火)		1月2日(木)
11月5日(火)		11月20日(水)		12月4日(水)		1月3日(金)
11月6日(水)		11月21日(木)		12月5日(木)		1月4日(土)
11月7日(木)		11月22日(金)		12月6日(金)		1月5日(日)
11月8日(金)		11月25日(月)		12月9日(月)		1月8日(水)
11月9日(土)		11月25日(月)		12月9日(月)		1月8日(水)
11月10日(日)		11月25日(月)		12月9日(月)		1月8日(水)
11月11日(月)		11月26日(火)		12月10日(火)		1月9日(木)
11月12日(火)		11月27日(水)		12月11日(水)		1月10日(金)
11月13日(水)		11月28日(木)		12月12日(木)		1月11日(土)
11月14日(木)		11月29日(金)		12月13日(金)		1月12日(日)
11月15日(金)		12月2日(月)		12月16日(月)		1月15日(水)
11月16日(土)		12月2日(月)		12月16日(月)		1月15日(水)

## 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(日)発効とするためには、10月3日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
11月17日(日)		12月2日(月)		12月16日(月)		1月15日(水)
11月18日(月)		12月3日(火)		12月17日(火)		1月16日(木)
11月19日(火)		12月4日(水)		12月18日(水)		1月17日(金)
11月20日(水)		12月5日(木)		12月19日(木)		1月18日(土)
11月21日(木)		12月6日(金)		12月20日(金)		1月19日(日)
11月22日(金)		12月9日(月)		12月23日(月)		1月22日(水)
11月23日(土)		12月9日(月)		12月23日(月)		1月22日(水)
11月24日(日)		12月9日(月)		12月23日(月)		1月22日(水)
11月25日(月)		12月10日(火)		12月24日(火)		1月23日(木)
11月26日(火)		12月11日(水)		12月25日(水)		1月24日(金)
11月27日(水)		12月12日(木)		12月26日(木)		1月25日(土)

## 日本標準産業分類 第14回改定の概要

主な経過と  
今後の予定R3. 5  
生産物分類  
の作成R3. 6～R5. 3  
有識者による検討会(15回)  
の議論を経て、改定案の作成R5. 3～R5. 6  
統計委員会の審議、  
答申R5. 6  
大臣決定R5. 7頃  
官報告示R6. 4～  
施行予定

## ① コロナ禍を背景とした産業動向、脱炭素の取組等を把握するための分類項目を新設

## 【コロナ禍が背景】

- 「食料品スーパーマーケット」
- 「配達飲食サービス業」、「施設給食業」
- 「ペストコントロール業」

## 【脱炭素】

- 「電気炉・電熱装置製造業」

## 【公共的な役割の高まり】

- 「レッカー・ロードサービス業」

## 【業態別小売業の動向把握】

- 「百貨店」、「総合スーパーマーケット」、「均一価格店」

## ② 制度改正に対応した分類項目の設定

「発電業、送配電業等」、「ガス小売業」、「義務教育学校」、「介護医療院」、「醸造酒類製造業等」

## ③ 前回改定時における答申の指摘事項、第Ⅲ期公的統計基本計画における課題等への対応

## 前回答申時の指摘と対応

- 「分類の基準」の妥当性の検討  
⇒ 国際分類や生産物分類(R3.5作成)を踏まえ、供給側の位置付けを明確化
- 第12回改定時に設定された項目の検証  
⇒ 経済センサスの調査結果を精査し、大きな問題はなかったことを確認
- 調剤薬局の名称変更  
⇒ 根拠法の改正を踏まえて「薬局」に変更
- レッカー車業の新設【再掲】  
⇒ 一定の市場規模があり、災害対応への貢献を考慮して立項

## 第Ⅲ期公的統計基本計画の指摘と対応

- 供給側の視点からの検討(SUT体系への移行)  
⇒ 今回、大きく見直すことは困難であったが、GDPの上位を占める4分野(製造業、卸売業、小売業、サービス業)で課題を整理。今後も検討を継続。
- 専従の労働者等が存在しない法人等の位置付け  
⇒ 統計調査の目的によっては、そのような事業所を取り扱うことができるよう修正

## 日本標準産業分類の分類構成等

### 日本標準産業分類とは

行政機関等が作成する公的統計の相互比較と利用の向上を可能とするため、財又はサービスの生産と供給において類似した経済活動を産業別に分類したもの

### 分類の基準

- 生産に投入される財又はサービスの種類
- 財又はサービスの生産方法（設備又は技術等）
- 生産される財又はサービスの特徴（用途又は機能）

### 適用単位と決定方法

- 事業所ごと
- 事業所において複数の経済活動が行われている場合には、主要な活動（売上高等）により決定

### 分類構成

- 4層構成
- 分類項目数
  - ・ 大分類 (20)
  - ・ 中分類 (99)
  - ・ 小分類 (536)
  - ・ 細分類 (1,473)

### 大分類の構成

A 農業、林業	K 不動産業、物品賃貸業
B 漁業	L 学術研究、専門・技術サービス業
C 鉱業、採石業、砂利採取業	M 宿泊業、飲食サービス業
D 建設業	N 生活関連サービス業、娯楽業
E 製造業	O 教育、学習支援業
F 電気・ガス・熱供給・水道業	P 医療、福祉
G 情報通信業	Q 複合サービス業
H 運輸業、郵便業	R サービス業(他に分類されないもの)
I 卸売業、小売業	S 公務(他に分類されるものを除く)
J 金融業、保険業	T 分類不能の産業

### 活用状況

国勢調査、経済センサス等の公的統計において主に活用され、その調査結果を基にして施策展開等に貢献

## 具体的な改定内容Ⅰ ～ 産業動向の変化に対応した分類項目の新設①～

コロナ禍が背景

### 食料品スーパーマーケット

前回改定では、「食料品スーパーマーケット」は「各種食料品小売業」に分類されるが、例示等により明示されていなかった。さらに、「各種食料品小売業」には、土産物店等の多種の小売店が含まれていた状況。

「食料品スーパーマーケット」は、消費者の利用頻度が高く、非常時にも国民へ必要不可欠な食品の安定供給を担う重要な産業であり、コロナ禍を背景に、その実態を把握することが政策上また統計上において必要であるために新設。

< 大分類I-卸売業、小売業 >

中分類	小分類	細分類	項目名
58			飲食料品小売業
	581		各種食料品小売業
		5811	各種食料品小売業

中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
58			飲食料品小売業	
	581		各種食料品小売業	
		5811	食料品スーパーマーケット	旧5811から <b>新設</b>
		5819	その他の各種食料品小売業	旧5811から <b>新設</b>

### 配達飲食サービス業 + 施設給食業

前回改定の「配達飲食サービス業」は、調理とデリバリーを行う配達飲食業と病院や民間企業等において食事を提供する施設給食業といった主に二つの異なる産業活動から構成。

コロナ禍を背景に、昨今のフードデリバリー市場の拡大を踏まえた配達飲食サービス業に加え、施設給食業の動向を把握するため、現行の分類対象を2つに分割して、「施設給食業」と「配達飲食サービス業」を新設。

< 大分類M-宿泊業、飲食サービス業 >

中分類	小分類	細分類	項目名
77			持ち帰り・配達飲食サービス業
	772	7721	配達飲食サービス業

中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
77			持ち帰り・配達飲食サービス業	
	772	7721	配達飲食サービス業	
	773	7731	施設給食業	旧7721から <b>新設</b>

## 具体的な改定内容Ⅰ ～ 産業動向の変化に対応した分類項目の新設②～

コロナ禍が背景

### ペストコントロール業

前回改定では、害獣や害虫の防除や駆除、細菌やウイルスの消毒、衛生管理を行う「ペストコントロール業」が分類される明確な項目がなかった。

市場規模が一定程度あり、コロナ禍を背景に今後の拡大が見込まれるため、公衆衛生の一分野として動向を把握するために新設。

< 大分類R-サービス業（他に分類されないもの） >

中分類	小分類	細分類	項目名
84			保健衛生
	849	8493	消毒業
92			その他の事業サービス業
	922	9221	ビルメンテナンス業
		9229	その他の建物サービス業

中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
92			その他の事業サービス業	
	929		他に分類されない事業サービス業	
		9295	ペストコントロール業	新設 (旧8493、9221、9229から)

### 電気炉・電熱装置製造業

前回改定では、「その他の産業用電気機械器具製造業」の例示として、「電気炉製造業」と「電熱装置製造業（窯炉用）」が記載。

2050年のカーボンニュートラルの目標達成に向けて、燃焼炉から電気炉への転換を見据えた業界動向を正確に把握するために新設。

< 大分類E-製造業 >

中分類	小分類	細分類	項目名
29			電気機械器具製造業
	292		産業用電気機械器具製造業
		2929	その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）

中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
29			電気機械器具製造業	
	292		産業用電気機械器具製造業	
		2923	電気炉・電熱装置製造業	2929から新設

脱炭素

## 具体的な改定内容 I ～ 産業動向の変化に対応した分類項目の新設③ ～

業態別小売業の動向把握

### 均一価格店、百貨店、総合スーパーマーケット

近年、店舗数が増加している百元ショップは、前回改定の産業分類に例示もなく、複数の分類項目に分類されていた。今回、その動向を適切に把握するため、「均一価格店」として新設。

また、前回改定では、「百貨店」と「総合スーパーマーケット」は一つの分類項目であった。両者は業態（販売方法等）が異なる上、市場動向が異なることも考慮し、それぞれの動向を適切に把握するため、現行の分類項目を分割して新設。

< 大分類R-卸売業、小売業 >

中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
56			各種商品小売業	
	561	5611	百貨店、総合スーパー	「百貨店、総合スーパー」を分割して新設
	569	5699	その他の各種商品小売業	
58			飲食料品小売業	
	589	5891	コンビニエンスストア	移動
60			その他の小売業	
	603	6031	ドラッグストア	移動
	609	6091	ホームセンター	新設

公共的な役割の高まり

### レッカー・ロードサービス業

前回(第13回)改定時の答申における指摘事項への対応

前回改定では、レッカー車業は「その他の事業サービス業」の例示として記載。

近年、「レッカー車業」が昨今の災害や事故への対応といった公共的・社会的役割を担ってきているため、国際標準産業分類の記載内容を参考にしつつ、24時間体制による社会への貢献も踏まえて新設。

< 大分類R-サービス業(他に分類されないもの) >

< 大分類H-運輸業、郵便業 >

中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
92			その他の事業サービス業	
	929	他に分類されない事業サービス業		
		9299	他に分類されないその他の事業サービス業	

  

中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
48			運輸に附帯するサービス業	
	489	その他の運輸に附帯するサービス業		
		4892	レッカー・ロードサービス業	

## 具体的な改定内容Ⅱ ～ 制度改正に対応した分類項目の新設①～

### 発電業、送配電業等

昨今のエネルギー分野の一体改革の下、電気事業法が改正され、電力小売が全面自由化されたことに伴い、電気事業者の類型が「発電事業」、「送配電事業」、「小売電気事業」に大別された。

前回改定の「電気業」には、「発電所」と「変電所」の2つの分類項目があったが、上述の制度改正を踏まえて「発電業」等を新設。

< 大分類F-電気・ガス・熱供給・水道業 >

中分類	小分類	細分類	項目名
33			電気業
	331		電気業
		3311	発電所
		3312	変電所

中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
33			電気業	
	331		電気業	
		3311	発電業	新設
		3312	送配電業	新設
		3313	電気小売業	卸売業、小売業から新設
		3314	電気卸供給業	新設

### ガス小売業

昨今のエネルギー分野の一体改革の下、ガス事業法が改正され、ガス小売が全面自由化されたことに伴い、ガス事業者の類型が「生産（製造事業）」、「供給（導管事業）」、「販売（小売事業）」に大別された。

前回改定のガス業には、「ガス製造工場」と「ガス供給所」の2つの分類項目があったが、上述の制度改正を踏まえて「ガス小売業」の新設等を行った。

< 大分類F-電気・ガス・熱供給・水道業 >

中分類	小分類	細分類	項目名
34			ガス業
	341		ガス業
		3411	ガス製造工場
		3412	ガス供給所

中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
34			ガス業	
	341		ガス業	
		3411	ガス製造業	名称変更
		3412	ガス導管業	名称変更
		3413	ガス小売業	卸売業、小売業から新設

## 具体的な改定内容Ⅱ ～ 制度改正に対応した分類項目の新設②～

### 義務教育学校

学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、「学校教育法」の改正（H27年）により、「義務教育学校」の制度が創設された。

前回改定には「義務教育学校」の分類項目がなかったため、上述の制度改正を踏まえて新設。

< 大分類O-教育、学習支援業 >

中分類	小分類	細分類	項目名
81			学校教育
	813		中学校
		8131	中学校

中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
81			学校教育	
	813		中学校、義務教育学校	名称変更
		8131	中学校	
		8132	義務教育学校	新設

### 介護医療院

今後の増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズに対応するため、「介護保険法」の改正（H29年）により、新たに「介護医療院」が創設された。

前回改定には「介護医療院」の分類項目がなかったため、上述の制度改正を踏まえて新設。

< 大分類P-医療、福祉 >

中分類	小分類	細分類	項目名
85			社会保険・社会福祉・介護事業
	854		老人福祉・介護事業
		8541	特別養護老人ホーム
		8542	介護老人保健施設
		8543	通所・短期入所介護事業

中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
85			社会保険・社会福祉・介護事業	
	854		老人福祉・介護事業	
		8541	特別養護老人ホーム	
		8542	介護老人保健施設	
		8543	介護医療院	新設
		8544	通所・短期入所介護事業	項目番号変更

(注) 上記の2つの表に記載している細分類以外にも細分類はあるが、それらは省略。

## 具体的な改定内容Ⅱ ～ 制度改正に対応した分類項目の新設③～

### 醸造酒類製造業等

酒類の生産や消費の態様の変化に伴って、「酒税法」の課税上の分類である「酒類」間で税負担の不均衡が顕著になってきたため、H29年に酒税法が改正され、原料や製造方法により発泡性酒類、醸造酒類、蒸留酒類、混成酒類の4区分が設定された。

前回改定の「酒類製造業」には、「果実酒製造業」等の4つの分類項目はあったが、上述の制度改正を踏まえて「醸造酒製造業（果実酒、清酒を除く。）」等を新設。なお、「果実酒製造業」と「清酒製造業」は、前回改定において分類項目があり、現在でも一定の市場規模があることから、今回改定においても項目を設定。

#### < 大分類E-製造業 >

中分類	小分類	細分類	項目名
10			飲料・たばこ・飼料製造業
	102		酒類製造業
		1021	果実酒製造業
		1022	ビール類製造業
		1023	清酒製造業
		1024	蒸留酒・混成酒製造業



中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
10			飲料・たばこ・飼料製造業	
	102		酒類製造業	
		1021	果実酒製造業	
		1022	発泡性酒類製造業	名称変更
		1023	清酒製造業	
		1024	醸造酒類製造業（果実酒、清酒を除く。）	旧1024から新設
		1025	蒸留酒類製造業	旧1024から新設
		1026	混成酒類製造業	旧1021、1024から新設

## 具体的な改定内容Ⅲ ～ 前回の答申等の課題への対応 ～

### ① 前回改定時（第13回）における答申の指摘事項と対応

#### 【課題】

【「分類の基準（産業の類似性）」の妥当性の検討】  
生産物の類似性から記載している現行の「分類の基準（産業の類似性）」と国際分類の記載内容を比較し、その妥当性を検討

【第12回改定時（H19年）に設定された分類項目の検証】  
「無店舗小売業」と「管理・補助的経済活動を行う事業所」を対象に、経済センサスの結果における問題点の把握と検証

【調剤薬局の名称の検討】  
法令に基づく名称ではない「調剤薬局」の分類項目名について、統計調査の実施上の観点も踏まえて検討

【レッカー車業の新設の検討】  
レッカー車業の実態把握を行った上で、国際比較の観点も含め、新設の適否を検討

#### 【対応】

産業の類似性を判断する基準については、国際分類との整合性や需要側の生産物分類が作成されたことも踏まえ、現行の生産物（財やサービス）の類似性からではなく、生産に必要な原材料や生産方法の類似性から記載することに変更

経済センサスの調査結果を精査した結果、当該分類の疑義件数と訂正件数の割合はいずれも低く、それらの内容に大きな問題はなかったことを確認

令和元年に改正された根拠法（略称は薬機法）において定義されている「薬局」に項目名を修正。なお、根拠法に基づいて名称と説明文を変更したままであり、分類対象に変更はない。

実態調査の結果、立項に必要な産業規模があり、また、24時間体制等により災害対応を担っている社会的役割を考慮して項立て

### ② 第Ⅲ期公的統計基本計画における課題と対応

#### 【課題】

【生産技術の類似性の観点からの検討】…SUT体系への移行に向けた取組  
生産技術の類似性による基準に配慮しつつ、社会経済情勢に合わせた日本標準産業分類の見直しを行う。

【専従の労働者等が存在しない法人等】  
現行の産業分類の事業所の定義では、「人と設備」が要件となっており、「専従の役員・労働者等が存在しない法人等」の位置付けがなかったため、産業分類における整理に取り組む。

#### 【対応】

今回（14回）の改定では、生産技術の類似性の観点から産業分類を大きく見直すことは困難であったため、GDPの上位を占める四分野（製造業、卸売業、小売業、サービス業）を対象に、生産技術の類似性の観点からの考え方の整理や試行を行い、課題を整理

統計調査の目的によっては、専従の役員・労働者等が存在しないが、収益がある法人等を事業所に含めて取り扱うことができるよう修正  
（注）産業分類において、従前はこのような法人を事業所として扱うことができなかった。

2023年12月11日

岩手労働局長  
栗村 勝行 殿

全国労働組合連絡協議会東北協議会  
議長 坪井 俊長

全日本労働組合全国協議会  
委員長 平賀雄次

岩手県北上市九年橋 3-19-6

共生ユニオンいわて

代表 岩見 千丈

### 地域別最低賃金 再改正の要請

岩手県最低賃金は、2023年10月4日に改正され、39円（4.6%）引き上げ、893円になりました。この39円という引き上げ額は、全国で最も低い引上げ額であり、しかも、改定後の金額893円は全国最下位になりました。

2022年10月の岩手県最低賃金の改定は、33円引き上げ854円でした。最低賃金の引き上げ率は4.0%で、総務省消費者物価指数の2022年10月における盛岡市の「持ち家の帰属家賃を除く総合」の物価上昇率3.9%を上回っていましたが、2023年1月には5.5%となり、消費者物価指数が最低賃金の引き上げ率を大きく上回ってしまいました。

今年の中央最低賃金審議会の目安の議論では、消費者物価指数が最低賃金の引き上げ率を上回ったことが大きな問題となり、中央最低賃金審議会は公益委員見解の地方最低賃金審議会に対する期待等の中で、「今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、これまで取り組んできた地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。」と述べています。

2023年10月の岩手県最低賃金の引き上げ率は4.6%でしたが、総務省消費者物価指数における盛岡市の「持ち家の帰属家賃を除く総合」は、対前年同月比で、8月分5.2%、9月分5.1%と、既に最低賃金の引き上げ率を上回っています。最低賃金審議会は、最低

賃金の引き上げが物価上昇率よりも低いことによって、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活は大変な苦境に立たされていることを十分考慮しなければなりません。まして、2年続けて物価上昇率が最低賃金の引き上げ率を上回る事態になっていることを重大な問題として認識すべきです。

今年度の最低賃金の改定の特徴は、地域間格差の是正が大きな問題となり、Cランクの引き上げ額がA・Bランクを大きく超えたことです。岩手を除くCランクの引き上げ額平均は44.8円であり、39円の岩手とは大きな差がついています。中央最低賃金審議会の公益委員見解では「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきもの」とされています。今年度の最低賃金の決定において岩手県の決定は、中央最低賃金審議会の目安を強く意識して議論されたものと推察しますが、他のCランクの地方では、地域間格差是正が強く打ち出され、目安を大きく上回る決定がおこなわれました。その結果、全国的なバランスという点で、岩手県の決定は極めて不十分であったと言えます。

最低賃金法第12条には「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない」とあり、改正は年1回や、毎年10月の改正と決まっているわけではありません。最低賃金決定の3要素（生計費・賃金・支払い能力）を考慮して、最低賃金の改正の必要があると認めるときに改正することが決められています。3要素の中で、最も優先されるべき生計費、物価が高騰している状態を、緊急事態と認識すべきです。

岩手では、2年続けて物価上昇率が最低賃金の引き上げ率を上回る異常な事態になっています。また、今年10月の岩手県の最低賃金の改正は、全国的なバランスから見て、引き上げ額が極めて不十分な金額であったというべきであり、こうした状況は、まさに最低賃金の改正の必要があると認めるべきです。今のままでは、岩手県は、最低賃金の最も低い県としてクローズアップされ、若者等、労働者の県外流出に拍車をかけることになりかねません。

年内に最低賃金法第12条に基づき、労働局長が岩手地方最低賃金審議会に地域別最低賃金の再改正を諮問するよう強く要請します。

以上

2024年 2月21日

岩手労働局

局長 栗村 勝行 様

2024年国民春闘岩手県  
岩手県労働組合連合会（い  
議長 中野 るみ2024年国民春闘盛岡地域春闘共  
盛岡地域労働組合連合会（盛岡労  
議長 田村 巧

### 最低賃金の抜本改善及び雇用改善についての要請書

常日頃は、労働者・国民の安定と安全・安心の確保、働く者の労働条件の改善、暮らしの向上と福祉向上のためにご尽力頂き、心から感謝申し上げます。

わたしたちは、労働者のいのちと暮らしを守るため、賃金の大幅引き上げと底上げ、雇用の安定と、公務・公共サービスと社会保障の拡充、地域経済振興などをめざして24国民春闘に取り組んでいます。

四半世紀以上に及ぶ実質賃金の低下と大企業優先の政治により、疲弊した労働者・住民のいのちと暮らしに、異常な物価高騰がおそいかかり、深刻さを増しています。女性・青年労働者、非正規労働者を中心に雇用と賃金の不安が広がり、暮らせない事態が生じています。昨年の最低賃金審議で、岩手地方最低賃金は全国で単独最下位となり、労働者の生活困難は深刻さを増し、労働力の県外流失にも拍車かかることが懸念されています。とりわけ岩手の最低賃金893円は全国で単独最下位となりました。一方で、物価・原材料の高騰、過剰債務が中小企業・小規模事業者にのしかかっています。少なくない事業所が生業の維持がむずかしくなり、「物価高倒産」や「過剰債務倒産」など倒産・廃業などが激増する恐れがあり、地域経済の危機が進行しています。中小・小規模事業者への抜本的な支援強化が求められています。

また、3年にわたるコロナ禍のもと、これまでの新自由主義的な政策によって、国民生活に直結している医療、介護、清掃、交通、流通、飲食などの生活インフラや国民生活を支えている公共サービス分野が疲弊し、深刻な人手不足に陥っています。この間、政府も自治体も支援対策を打ち出してきましたが、私たちは、より一層の労働者・国民のための対策強化が緊急に求められていると考えています。コロナ禍を体験している労働者・住民は、公務・公共サービスと社会保障の拡充、雇用と暮らし・営業の安定のための公的支援策の強化を求めており、民営化、市場化されてきた「公共」を見直すことを求めています。

しかし、岸田内閣は、県民・国民の声に耳を傾けず、沖縄で米軍基地建設を強行、地方自治を否定し続けるなど、憲法を蹂躪し、戦争する国づくりに邁進しています。

地域を基礎に、いのちと暮らしをまもる共同を広げ、岸田政権に政策転換を迫り、物価高騰のなかで生活改善できる賃金の大幅引き上げと中小企業支援の強化など地域循環型の経済・社会をつくっていく取り組みをすすめることが求められています。つきましては、24国民春闘の課題である、物価高騰対策の強化と誰もが人間らしくくらする賃金を実現するため、下記の事項を要請します。

## 記

### I 最低賃金の抜本的な改善に向けて

1. 2024年度の最低賃金の改定にあたっては、時間額1,500円以上の早期達成をめざして積極的な審議を行うこと。
2. 生活保護との整合性をはかる際の算定方法については、以下の点に配慮すること。
  - ①生活保護の級地については、各級地の加重平均でなく、都道府県庁所在地の値を用いること。
  - ②勤労にともなう必要経費について配慮するため、「勤労控除」を含めて算定すること。
  - ③住宅扶助については支給実績ではなく、特別基準額を用いること。
  - ④生活保護を時間換算するにあたっては、所定内労働時間の実態をふまえ月150時間とすること。
  - ⑤公課負担（税・社会保険料）補正をする際、沖縄の数値を各地にあてはめないこと。
3. 全国一律最低賃金制の確立など、地域間の賃金格差をなくしていくための施策を進めること。

Cのランクの最低賃金について特段の底上げをはかることを、岩手労働局として本省に強く要請すること。
4. 最低賃金引き上げのための「中小企業最低賃金引き上げ支援対策補助金（業務改善助成金）事業」を拡充し、活用を促すこと。また、最低賃金を引き上げた中小企業への社会保険料の減免や直接的支援を講じるなど、中小企業支援策を抜本的に拡充することを、岩手労働局として本省に強く要請すること。

現行の最低賃金額が遵守されるよう事業主に対して指導を強化すること。また、違法状態に置かれている労働者を救済する措置を取ること。
5. 中央最低賃金審議会・労働者委員の任命にあたっては、特定系統の団体からのみ選任される偏向任命をやめ、各労働団体からバランスよく選出すること。
6. 岩手地方最低賃金審議会委員の労働者委員の任命にあたっては、県内の労働組合員の構成比率が6割に留まる連合岩手にのみ偏向任命することなく、岩手県労働組合連合会（いわて労連）加盟や上部団体を持たない中立・単独の労働組合も含めて、公正・平等に任命すること。
7. 岩手地方最低賃金審議会の開催にあたっては、専門部会も含めて公開すること。また、今年度も岩手県労働組合連合会（いわて労連）加盟の労働者の意見陳述の機会を設けて頂くこと。

## II 雇用対策等について

1. 新型コロナ感染拡大やで雇用と地域経済に大きな影響が出ています。下記の事項について取り組むこと。
  - ① 雇用調整助成金の特例措置や、休業支援金・給付金制度等について期間を延長し、対象を拡大すること。また、休業支援金・給付金制度や小学校休業等対応助成金等の支援制度が周知されるように徹底して、活用を促すこと。
  - ② 持続化給付金や家賃補助など事業者への支援策を講じるよう、関係機関に働きかけること。
  - ③ 雇用悪化を防ぐため、県及び市町村と連携して雇用確保の取り組みを強化すること。そのためにハローワークの体制を強化すること。
  - ④ 新型コロナ感染に関わる労働災害認定を徹底すること。また、現在の件数（申請数・認定数）を明らかにすること。
2. 医療や介護、保育、建設、防災など人手不足となっている分野について、貴職において教育訓練等を促進するとともに、県や市町村、民間事業所などに対して正規雇用拡大と賃金など労働条件の改善を要請すること。
3. 貴職が雇用する臨時・非常勤職員等の賃金・諸手当・その他の労働条件を正規職員との均等待遇を考慮し、改善すること。国の機関で働くすべての労働者を対象に、最低でも時間額1,500円以上とすること。
4. 貴職が発注する工事・営繕・役務等の官公需契約においては、地場中小零細企業への発注を増やすこと。あわせて、受託事業者が雇用する労働者の賃金・労働条件が、類似の業務に従事する公務員や地域の一般的な賃金水準を下回らないよう指導を強化すること。  
また、公共事業や官公需契約において、労働者に適正な賃金・労働条件を確保する「公契約法」を制定するよう本省に働きかけること。
5. 若者を使いつぶすいわゆる「ブラック企業」や過労死・過労自殺、ワーキング・プアをなくすため、企業への監督指導を強めること。雇用・労働法制の規制緩和や過労死ラインの長時間労働を容認する残業時間上限規制を行わず、勤務時間のインターバル規制の導入などをはじめ、安定した良質な雇用実現のための政策をすすめること。最賃法違反や不払い労働をはじめとする労働基準法や労働安全衛生法等の違反を根絶するために、事業所の立ち入り調査を強化し、法令遵守の指導を強めること。そのために、労働基準監督官などを増員すること。
6. ジェンダー平等を推進し、男女の賃金格差を是正するよう県内各企業に要請すること。男女の賃金格差実態の公表を県内各企業に徹底いただくこと。

2024年3月19日

岩手労働局長 栗村 勝行 様

日本労働組合総連合会岩手県連  
会長 伊藤 裕一

## 2024年度最低賃金改正にかかる要請書

労働行政の推進、労働者福祉の向上にご尽力いただいている貴職に対し敬意を表します。

また日頃、当連合会の活動にご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、労働基準法第2条（労働条件の決定）は、「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである。」と定めています。しかし、地域別最低賃金の影響を受ける多くの労働者は集团的労使関係に無く、労働条件決定に関与することが非常に難しい状況にあります。

政府は「デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージにむけて～」(令和5年11月2日閣議決定)第2節を実現するとし、1 中堅・中小企業の賃上げの環境整備、人手不足対応、生産性向上を通じた賃上げ継続の支援で(1)中堅・中小企業の賃上げ環境整備において、労務費の転嫁のための指針策定、最低賃金の引き上げ、およびその支援などを盛り込んでいます。さらに「賃上げ促進税制」の強化を進めるとともに、「中小企業の成長分野への挑戦・生産性向上への支援を含め、賃上げ継続と支援措置を充実する。」としています。

本県の令和5年度地域別最低賃金は893円(10月4日発効)と過去最高の39円の引き上げとなりましたが、全国単独の最下位となり、隣県や都市部との額差が生じております。加えて都市部へ若者が流失し人手不足が深刻化するなど、県内労働者の人材確保をさらに厳しくする要因となっています。

時間給で働く全ての労働者の賃金を「働きの価値に見合った水準」に引き上げることや、「分配構造の転換につながり得る賃上げ」をはかり、「人への投資」「底上げ」「底支え」「格差是正」に取り組むことで、県内経済の好循環を拡大させていくことが不可欠です。

また、賃上げには、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正配分を進めるとともに、「賃上げ促進税制」を含め中小企業・小規模事業者支援に資する実効性ある支援制度の充実や価格転嫁の円滑化などを通じ、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備を行い、企業の「通常の支払いの能力」を高めることも重要なことから、国による更なる積極的な関与が必要です。

最低賃金の引き上げの目的は、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善のみならず、労働者の生活の安定、労働力の質的向上、事業の公正な競争を確保し、国民経済の健全な発展に寄与することにあります。

以上の観点から、2024年度地域別最低賃金、特定(産業別)最低賃金の改正にあたり、以下の点を要請しますので、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。



- 1 2024年度の岩手地方最低賃金の改正にあたっては、国内外の情勢による物価高や深刻化する本県の人材確保、全国との格差解消、最低賃金近傍で働く労働者のセーフティーネットとして、国の度重なる「全国加重平均1,500円以上を目指す」との方針をふまえ、早期に1,000円を実現すること。
- 2 令和5年度岩手地方最低賃金の改正では、893円と過去最高の39円の引上げとなりました。しかし単独で全国最下位となり、東北六県内でも額差が生じています。岩手地方最低賃金審議会において、県外への人材流出を防ぐためにも隣県を意識しつつ、額差解消を踏まえて審議すること。
- 3 特定(産業別)最低賃金の改正にあたっては、特定最低賃金の目的である、労働条件の向上、事業の公正競争を確保する観点から、地域別最低賃金より高い水準を確保すること。
- 4 特定(産業別)最低賃金の改正にあたっては、関係労使のイニシアティブによる特定(産業別)最低賃金の新設および改正に係るこれまでの経緯等を十分に勘案した審議会審議とすること。
- 5 特定(産業別)最低賃金の「百貨店、総合スーパー」については、2019年から連続して5年間、特別小委員会において必要性ありとすることができないとの結果に至っている。特定(産業別)最低賃金を設定している趣旨は、関連する産業の発展に寄与することであり、また、岩手においては「百貨店、総合スーパー」が新設となった経緯や考え方も踏まえ、受理された申し出について審議し改正すること。
- 6 県内で最低賃金を下回る賃金の労働者をなくすため、事業所に対する指導監督を強化し、最低賃金制度の履行の確保を図ること。

## 令和5年度 業務改善助成金 都道府県別・月別件数一覧表 (申請件数累計)

令和6年2月29日時点

	令和5年									令和6年			局別合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
01 北海道	5	6	29	92	110	152	90	67	107	117	26	0	801
02 青森	3	9	6	5	8	46	19	30	41	58	3	0	228
03 岩手	3	0	2	9	24	43	15	53	60	46	4	0	259
04 宮城	9	5	2	9	25	60	29	43	32	49	4	0	267
05 秋田	0	1	0	7	15	24	17	18	22	15	4	0	123
06 山形	2	2	2	6	16	41	18	28	44	31	3	0	193
07 福島	2	5	6	6	30	36	32	52	50	73	4	0	296
08 茨城	0	8	5	8	43	38	41	34	41	46	2	0	266
09 栃木	1	2	5	12	22	27	24	44	35	60	9	0	241
10 群馬	4	5	4	7	24	45	28	40	46	60	6	0	269
11 埼玉	3	5	7	6	44	92	50	46	56	92	10	0	411
12 千葉	8	2	17	6	67	86	47	48	52	80	10	0	423
13 東京	16	32	29	47	127	173	116	133	177	280	42	0	1,172
14 神奈川	19	15	22	30	86	129	61	93	106	118	8	0	687
15 新潟	6	5	12	14	53	76	24	76	83	62	5	0	416
16 富山	0	5	3	6	16	33	14	34	21	24	0	0	156
17 石川	6	8	6	12	24	62	26	31	50	39	2	0	266
18 福井	7	5	9	7	26	90	40	39	23	43	1	0	290
19 山梨	1	5	4	10	21	20	16	27	22	22	1	0	149
20 長野	7	7	9	10	23	67	21	36	40	44	9	0	273
21 岐阜	2	4	9	20	25	61	60	51	45	52	8	0	337
22 静岡	1	6	17	17	69	89	46	75	102	93	11	0	526
23 愛知	14	31	46	70	192	276	210	230	143	248	21	0	1,481
24 三重	2	1	7	7	30	37	47	40	51	53	0	0	275
25 滋賀	7	6	15	12	18	70	25	48	39	77	3	0	320
26 京都	6	3	12	11	21	53	34	44	63	92	5	0	344
27 大阪	15	27	43	57	175	260	107	154	223	304	34	0	1,399
28 兵庫	8	11	17	45	83	108	152	138	135	149	15	0	861
29 奈良	3	0	4	4	29	39	29	30	41	39	8	0	226
30 和歌山	4	2	3	9	27	38	27	25	27	20	1	0	183
31 鳥取	3	4	2	3	20	67	20	30	16	53	0	0	218
32 島根	0	2	3	4	7	53	13	26	22	35	1	0	166
33 岡山	1	7	16	21	47	86	45	67	52	53	2	0	397
34 広島	6	8	10	17	64	125	59	55	68	61	5	0	478
35 山口	0	7	8	6	31	58	41	47	42	56	6	0	302
36 徳島	1	2	3	10	18	43	6	24	15	30	2	0	154
37 香川	2	1	2	2	38	107	16	29	27	28	2	0	254
38 愛媛	2	1	2	2	19	63	28	32	34	61	6	0	250
39 高知	3	5	3	9	53	62	17	37	27	20	2	0	238
40 福岡	7	23	15	21	94	274	84	108	117	158	14	0	915
41 佐賀	4	4	2	3	7	53	54	31	58	42	4	0	262
42 長崎	1	9	3	6	12	40	30	34	47	44	2	0	228
43 熊本	3	6	10	9	25	79	38	36	50	107	9	0	372
44 大分	0	4	7	6	17	86	19	60	45	53	4	0	301
45 宮崎	0	1	3	8	17	37	28	27	31	30	5	0	187
46 鹿児島	6	4	8	1	11	34	10	37	29	37	3	0	180
47 沖縄	12	8	5	14	13	31	36	42	52	79	6	0	298
合計	215	319	454	703	1,966	3,669	2,009	2,529	2,709	3,433	332	0	18,338

## 令和5年度 業務改善助成金 都道府県別・月別件数一覧表（交付決定件数累計）

令和6年2月29日時点

	令和5年									令和6年			局別合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
01 北海道	0	9	9	12	23	49	125	130	92	90	89	0	628
02 青森	0	4	8	5	6	18	26	20	45	22	6	0	160
03 岩手	7	9	0	6	8	16	37	10	54	27	62	0	236
04 宮城	3	10	1	7	14	4	16	19	27	67	18	0	186
05 秋田	0	1	1	2	2	14	14	13	20	20	9	0	96
06 山形	3	6	2	3	7	18	23	18	18	27	19	0	144
07 福島	10	4	6	3	8	11	36	16	38	54	64	0	250
08 茨城	8	8	4	8	8	22	30	37	16	35	36	0	212
09 栃木	6	2	3	5	18	20	15	24	39	34	37	0	203
10 群馬	8	6	5	3	14	12	33	23	35	34	14	0	187
11 埼玉	4	12	10	6	10	16	44	80	82	33	43	0	340
12 千葉	5	5	11	7	5	22	16	40	79	34	11	0	235
13 東京	0	48	26	24	22	45	38	87	97	92	191	0	670
14 神奈川	6	18	18	19	16	45	83	70	80	54	20	0	429
15 新潟	10	7	11	9	19	34	46	46	41	82	14	0	319
16 富山	9	3	4	4	6	13	20	18	36	23	16	0	152
17 石川	2	6	9	12	7	8	28	9	32	28	47	0	188
18 福井	4	7	5	10	11	16	43	47	57	30	21	0	251
19 山梨	2	2	3	4	6	6	16	12	36	20	19	0	126
20 長野	0	12	14	9	8	14	45	16	38	53	29	0	238
21 岐阜	1	9	6	9	12	16	27	30	47	82	10	0	249
22 静岡	11	30	7	9	22	26	67	52	45	44	8	0	321
23 愛知	0	20	32	38	36	54	188	201	99	171	216	0	1,055
24 三重	0	8	5	14	10	20	33	17	56	61	23	0	247
25 滋賀	2	8	8	8	10	17	36	34	33	41	28	0	225
26 京都	3	3	9	7	4	8	13	24	41	48	22	0	182
27 大阪	19	55	28	29	37	70	139	163	160	173	141	0	1,014
28 兵庫	7	19	20	18	22	23	48	38	76	109	146	0	526
29 奈良	6	8	2	4	2	7	24	26	27	30	21	0	157
30 和歌山	0	6	5	3	6	19	29	25	39	27	14	0	173
31 鳥取	4	3	3	3	14	16	36	29	32	19	18	0	177
32 島根	0	3	4	7	5	5	19	19	34	36	24	0	156
33 岡山	7	4	8	10	22	26	37	53	36	31	26	0	260
34 広島	3	17	9	17	21	21	76	76	86	58	19	0	403
35 山口	3	9	6	9	5	18	32	33	50	50	25	0	240
36 徳島	1	3	0	4	1	5	13	24	2	16	24	0	93
37 香川	4	3	1	1	2	32	83	21	48	19	20	0	234
38 愛媛	6	1	1	3	1	8	43	44	30	16	18	0	171
39 高知	3	5	3	3	8	47	35	34	15	23	21	0	197
40 福岡	5	17	25	20	23	49	72	105	91	81	41	0	529
41 佐賀	4	10	6	2	2	5	29	21	47	41	42	0	209
42 長崎	0	5	4	5	2	0	18	25	45	63	49	0	216
43 熊本	4	6	4	8	8	9	24	27	28	13	23	0	154
44 大分	13	7	3	10	3	24	51	25	50	32	4	0	222
45 宮崎	0	0	1	4	6	13	15	30	29	31	22	0	151
46 鹿児島	0	5	6	5	2	4	9	18	20	23	27	0	119
47 沖縄	0	5	16	6	18	6	7	22	41	33	51	0	205
合計	193	448	372	414	522	951	1,937	1,951	2,269	2,230	1,848	0	13,135



令和6年1月16日

事業主 各位

岩手労働局労働基準部賃金室長

岩手県最低賃金の改正決定等のお知らせ

労働行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、岩手県最低賃金につきましては、893円に改正決定され、令和5年10月4日に発効されました。岩手県最低賃金は、正社員、パート、アルバイトを問わず、岩手県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。

最低賃金には、「岩手県最低賃金」のほかに、岩手県内の特定の産業について設定されている「特定（産業別）最低賃金」があり、令和5年12月30日に発効されています。詳細については、同封のリーフレットを御覧ください。

また、厚生労働省では、事業場内最低賃金を引き上げる中小企業・小規模事業者への支援として、別添リーフレットのとおり業務改善助成金の拡充を行っていますので、御活用ください。

【問い合わせ先】

岩手県最低賃金及び特定（産業別）最低賃金について

岩手労働局労働基準部賃金室：019-604-3008

業務改善助成金について

業務改善助成金コールセンター：0120-366-440

岩手労働局労働基準部賃金室

担当者：境澤、五十嵐

TEL：019-604-3008